

奈良県告示第三百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業奈良市公共下水道「大和川第一処理区」

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和二十六年五月十九日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和三十三年建設省告示第二百三十二号、昭和三十七年建設省告示第二千百五十六号、昭和三十九年建設省告示第二百三十三号、昭和四十二年建設省告示第四千六百四十一号、昭和四十七年三月奈良県告示第六百十号、昭和五十一年一月奈良県告示第五百三十一号、昭和五十四年十二月奈良県告示第五百七十七号、昭和五十八年四月奈良県告示第四十五号、昭和六十二年六月奈良県告示第六百六十六号、平成三年三月奈良県告示第六百五十三号、平成七年五月奈良県告示第九十号、平成十年五月奈良県告示第五十四号、平成十二年五月奈良県告示第六十一号、平成十五年十一月奈良県告示第三百七十八号、平成十八年三月奈良県告示第六百七十八号、平成二十三年三月奈良県告示第四百十五号及び平成三十年三月奈良県告示第五百六十号の事業地のうち、奈良市山陵町、中町、石木町、北之庄町、鹿野園町及び横井町地内にいて事業地を変更する。